

議第31号

京都市と畜場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市と畜場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市と畜場条例の一部を改正する条例

京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

「	1,983	円
	604	
	604	
」		

を

「	2,483	円
	730	
	730	
」		

に,

「	364	
	857	
」		

を

「	4,137	
	2,119	
」		

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市と畜場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

京都市と畜場の再整備に伴い、と室等の使用料の限度額を改定する必要があるので提案する。